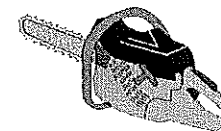


もり 森林が元気に！地域も元気に！



私たちの暮らしを支える 森林を守り
地域を活性化しよう！



買取単価
6,000円/t (税込)

期間：平成27年1月13日～平成27年3月13日

お問合せは・・・

(TEL)

・松阪市 林業・農山村振興課(飯高地域振興局内) :0598-46-7124

・松阪飯南森林組合 集約課 :0598-32-3516



事前登録 + 出材地証明手続きで

高価買取！

木質バイオマス発電用 木材買取！

- 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が平成24年7月から始まり、木質バイオマス発電のための木材を従来より高く買取ることができるようになりました。
- 原木市場に出しても売れない間伐材や山に放置されていた間伐材を、木質バイオマス発電用として買い取ります。

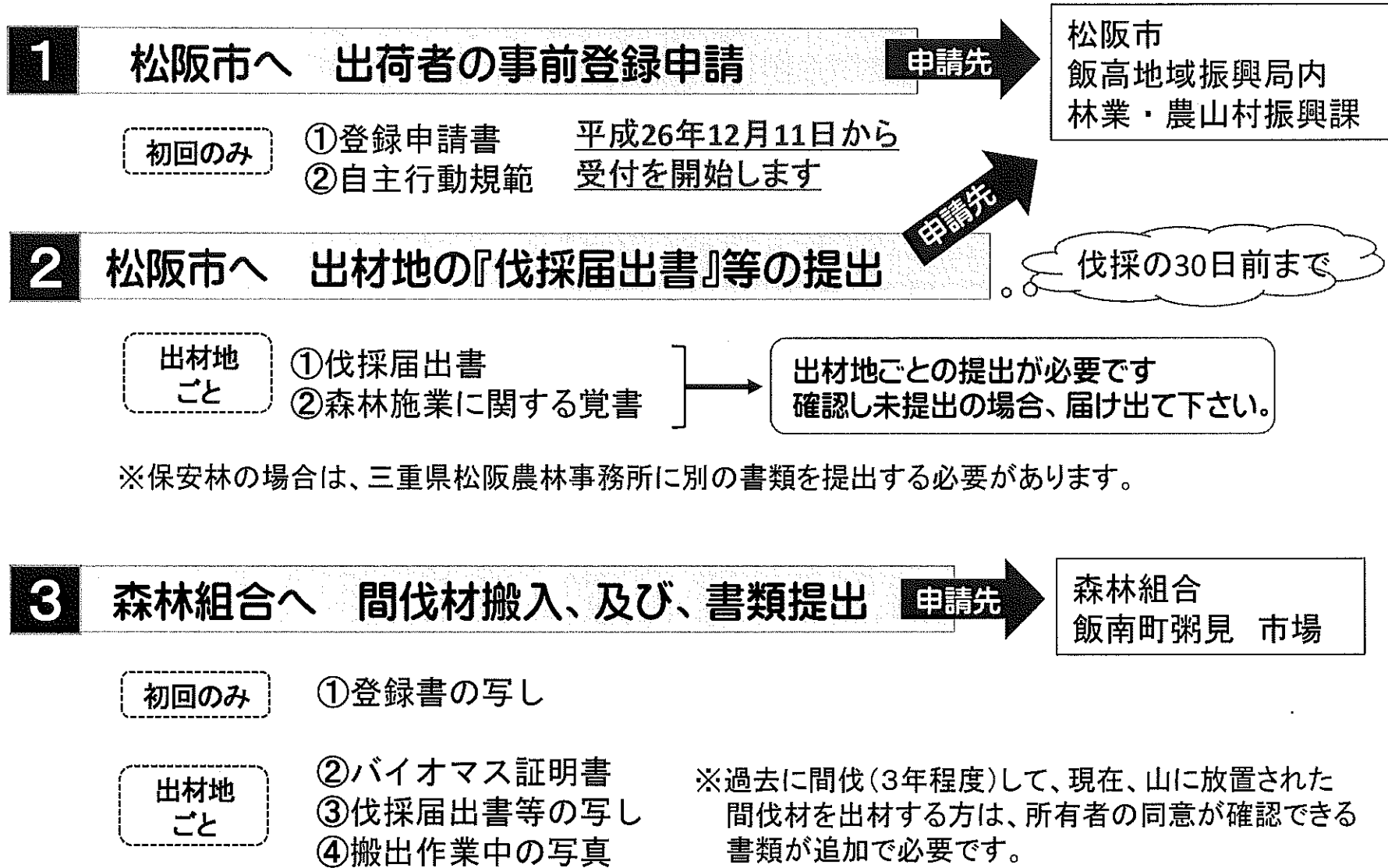


買取木材規格

規格にご注意下さい

- 良い
 - ・松阪市内で伐採した間伐材等であること
 - ・長さ4mまでの木材であること(短コロ、キズ、曲がり材でも良い)
 - ・太さ、樹種は問いません
 - ・間伐後、放置されている木材(3年程度)でもOKです
- × だめ
 - ・枝葉、皮のみ、枝付き材、根や土がついた材、腐り材、製材端材、建築廃材、竹等は対象外です

間伐材買取の流れ



◎書類の作成等でご不明な点は、森林組合へご相談ください

流れ 1 松阪市へ 出荷者の事前登録申請

平成26年12月11日から
受付を開始します

初回のみ

登録の申し込み

出荷者が松阪市林業・農山村振興課(飯高地域振興局内)に提出して下さい。
審査後、松阪市が登録書を出荷者に送付します。

①登録申請書

発電利用に供する木質バイオマス証明材取扱者の登録申請書
平成26年12月11日

(宛先) 松阪市長

(申請者) 住所 **松阪市飯南町粥見〇〇**

氏名 **組合 太郎** ㊟

電話 **0598-32-0000**

松阪市の登録を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明材を供給したいので、下記のとおり申請します。
なお、登録されたのちは、森林法に基づく適切な手続きを行い間伐等するとともに、分別管理を適正に行うことを誓約します。

1. 林業従事年数 **3** 年

2. 作業員数 **1** 人 (申請者を含む)

3. 取り扱う木材の年間取扱数量

前年度の実績	10	t
今年度の計画	15	t

4. 責任者氏名 **組合 太郎**

5. 分別管理責任者氏名 **組合 太郎**

②自主行動規範

(監査協力や分別管理などへの誓約書)

平成26年12月11日

発電利用に供する木質バイオマスの証明にかかる自主行動規範

住所 **松阪市飯南町粥見〇〇**

氏名 **組合 太郎** ㊟

1. 自主行動規範の趣旨
上記署名人(以下「署名人」という。)は、国の政策である「再生可能エネルギー電気の固定買取制度の推進」への対応の必要性を踏まえ、発電利用に供する木質バイオマスについて、間伐材等由来の木質バイオマスであることの証明にあたっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

2. 再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度の推進
「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号)に基づく・・・(略)

3. 取組内容
(1) 再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に関する取組
①・・・(略)

(2) 情報公開
署名人は、本行動規範に基づく取組状況の概要を松阪市において公表する。

(3) 第三者による監査
署名人は、本行動規範に基づく取り組みについて、必要に応じ、松阪市の監査を受けるものとする。

(4) 監査への協力
署名人は、松阪市から監査を行う旨の通知を受けた場合は、必要な情報の提供や現地の案内など、松阪市の指示に従い協力する。

(5) 分別管理
署名人は、責任者を定め、間伐材等由来の木質バイオマスがそれ以外の木材と混入しないように、適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任を持って行うものとする。

・
・

流れ 2 松阪市へ 出材地の『伐採届出書』等の提出

伐採の30日前まで

出材地
ごと

出荷者が松阪市林業・農山村振興課(飯高地域振興局内)に提出。
松阪市へ提出後、確認を受けたのち、受付印を押したものを受け取って下さい。
出荷者＝森林所有者の場合は、「森林施業に関する覚書」は必要ありません。

※保安林の場合は、三重県松阪農林事務所に別の書類を提出する必要があります。

①伐採届出書

伐採及び伐採後の造林の届出書

平成26年12月 1日

(あて先) 松阪市長

住所 松阪市飯南町粥見000

届出人 氏名 組合 太郎 ㊟

※伐採の30日前まで

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

松阪市 飯南町 粥見 字 00 123-456

2 伐採の計画

伐採面積	0.50 ha		
伐採方法	間伐	伐採率	30%
伐採樹種	スギ・ヒノキ		
伐採齢	50年生		
伐採の期間	平成27年 1月 1日 ~ 平成27年 2月 28日		

②森林施業に関する覚書

森林施業に関する覚書

甲が所有する次の所在地の森林において、乙に次の施業を委託します。

委託する森林の施業内容・所在地

箇所	市	大字	小字	地番	施業内容
1	松阪市	飯南町粥見	00	123-456	間伐
2	松阪市				
3	松阪市				

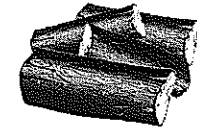
平成26年12月 1日

(所有者) 甲 住所 松阪市飯南町粥見△△
氏名 森林 花子 ㊟

(施業者) 乙 住所 松阪市飯南町粥見00
氏名 組合 太郎 ㊟

流れ 3 森林組合へ 間伐材搬入、及び、書類提出

森林組合市場に下記①～④の書類と共に、出材して下さい。



- 初回のみ ①登録書の写し
- 出材地ごと ②バイオマス証明書
- ③伐採届出書等の写し
- ④木材伐採搬出の作業中の写真
搬出状況・はい積状況
50t毎 各1枚
(撮り方は、次のページで紹介)



平成27年 1月13日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

松阪飯南森林組合 代表理事組合長 殿

登録者 住所 松阪市飯南町粥見〇〇

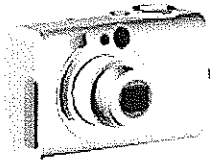
氏名 組合 太郎 印

登録番号 1 号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

1. 間伐材等由来の木質バイオマスの種類
 - ① 間伐材
 - ② その他 ()
2. 伐採届出等の受付(許可)年月日
平成26年12月1日
3. 森林所在地
松阪市 飯南町 粥見 字 〇〇 123-456
4. 伐採面積、樹種、数量

別添、伐採届出(許可)等の写しのとおり。



木材伐採搬出の作業中写真の撮影方法

- ア) 搬出状況、イ) はい積状況、各1枚ずつ撮影して下さい。
- 写真は、紙黒板を入れて撮影してください。
- 50t(=50m³)の目安は、
軽トラで約150台分、4tトラックで約7台分です。

【写真提出枚数】

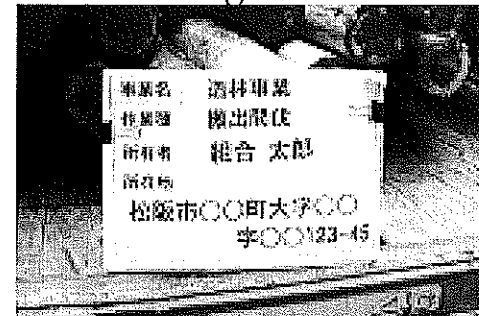
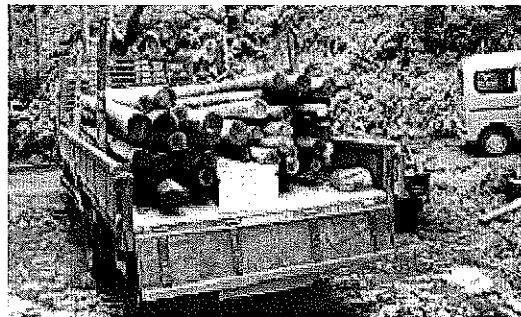
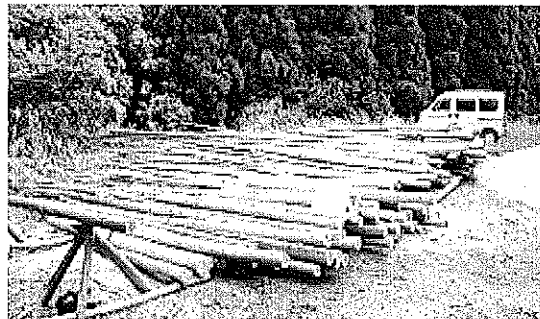
搬出木材量	
50tまで	1枚ずつ
100tまで	2枚ずつ
150tまで	3枚ずつ

紙黒板が見えづらい場合は、
アップの写真も撮ってください

ア) 伐採木の搬出状況写真



イ) 集積場所における「はい積」
状況又は、トラックの積込写真



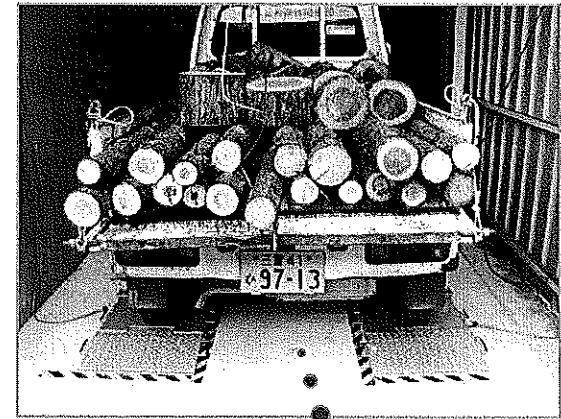
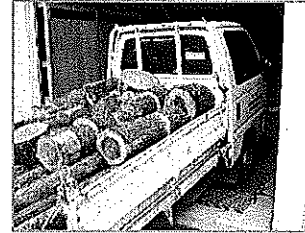
間伐補助金の申請地で作業中
写真を提出する場合は、
兼ねることができ、こちらで
提出する必要はありません。

間伐材搬入 重量の計測方法



①積載時の重量計測

トラックスケールに前軸、後軸、それぞれ載せ、重量を計測します。



②木材の荷降ろし

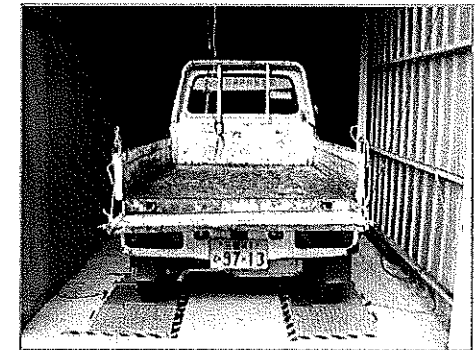
木材の荷降ろしは、指定の場所にご自身でお願いします。



これで約 2,000円分!

③空車の重量登録(初回のみ)

空車の重量を登録します。(燃料満タン時)
登録した空車重量と積載時の重量との差で木材重量を算出します。



※レンタル車等の場合は、その都度、空車の重量を計測します。
2tトラックまで受け入れ可能です。それ以上は、事前にご相談ください。
道路交通法を守って、木材を運んでください。

木質バイオマス発電のため、高価買取！

松阪飯南森林組合
市場へ持ち込み出材



買取価格 6,000円/トン (税込)

計量

重量は、森林組合が備え付けの、ポータブルトラックスケール
(目量20kg、最大精度0.1%)等で計測します。

精算

- ・市の開催に合わせ月2回精算
- ・買取価格の半額(500円単位切上げ)を出荷者の住所地の商工会の商品券引換券
で、残り半額を、指定の金融口座への振込みにてお支払いします。
(振込手数料は、出荷者のご負担をお願いします)

例: 精算金額が8,300円の場合

商品券引換券 8,300円÷2=4,150円 → 500円単位切上げ → 4,500円
口座振込み額 8,300円-4,500円 → 3,800円-(振込手数料)

※振込み先が、松阪農協、百五銀行大石支店の場合は、振込手数料はかかりません。
それ以外は、各銀行の規定に基づく振込手数料が発生します。

監査

必要に応じて松阪市の監査(出材地の確認など)がありますので、その際は監査に
ご協力をお願いします。

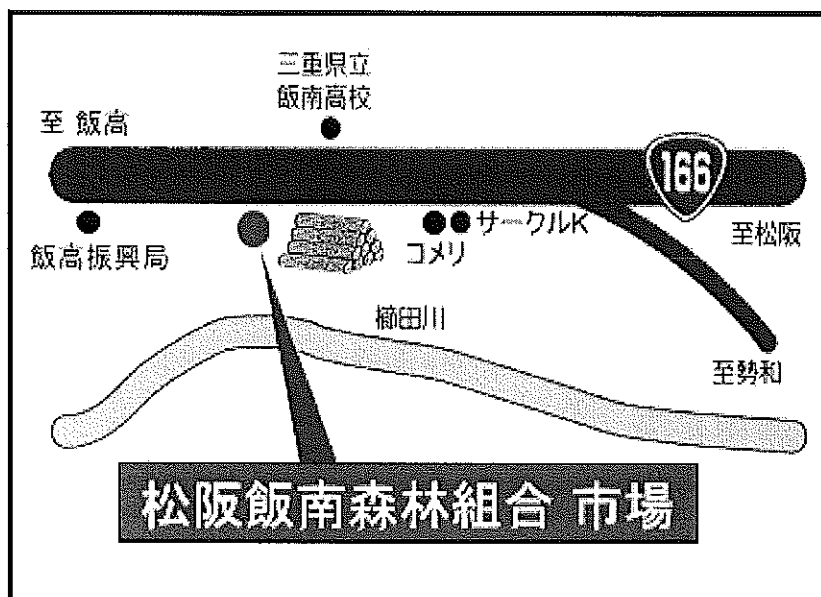
買取木材規格があわないもの、提出書類がそろわない場合は、買取できません
のでご注意ください。ご不明な点は、森林組合へご相談ください。

注意!

買取場所：松阪飯南森林組合 市場へ

場所：松阪市飯南町粥見5725-3

TEL：0598-32-3516



平成27年度も買取ができるように検討していきます。

下記営業時間内に搬入して下さい。

買取期間：平成27年

1月13日～3月13日まで

買取時間：9:00～16:00

1月（平成27年）

日	月	火	水	木	金	土
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14

※事業を運営していくうえで、買取期間までに事業の一部を変更させていただく可能性もあります。ご了解いただきますようお願いします。